

平成元年二月十四日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一一四第四号

平成元年二月十四日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員村上弘君提出天皇「代替わり」儀式問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員村上弘君提出天皇「代替わり」儀式問題に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、事実在即して答弁し、また、事情を説明したもので、答弁等を拒否したものではない。

なお、御指摘の「大喪諸儀概要」については、政府は関知していない。

二について

剣璽等承継の儀及び即位後朝見の儀は、日本国憲法の趣旨に沿ったものであるから、旧法令が規定するところと同じ内容及び形式のところがあったとしても、憲法上何ら問題がないと考える。

三について

葬場殿の儀及び大喪の礼は、いずれも、日本国憲法第二十条の趣旨に沿って行われる。

大嘗祭の在り方については、今後、慎重に検討すべきものと考ええる。